

(平成21年6月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（後に、B社と合併。さらに、C社に名称変更）における資格喪失日に係る記録を昭和46年1月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のD社における資格喪失日及びE社における資格取得日に係る記録を平成4年4月27日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年12月31日から46年1月1日まで
(A社)
② 平成4年4月1日から同年5月6日まで
(E社)

申立期間①は、昭和46年1月1日付けでA社からF社G営業所に配置換えとなったものである。また、申立期間②は、平成4年4月1日付けでD社からE社に転籍となったものである。いずれも空白期間は無かったので、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社からの回答及び人事記録（業務経歴等記録票及び労働者名簿）から判断すると、申立人が申立期間①及び②にA社及び同社の関連会社に継続して勤務（昭和46年1月1日にA社からF社G営業所に異動し、平成4

年4月27日にD社からE社に異動)し、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、社会保険事務所におけるA社に係る資格喪失時の記録から9万8,000円、申立期間②の標準報酬月額については、社会保険事務所におけるE社に係る資格取得時の記録から53万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、現在の事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和46年1月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを45年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年12月分の保険料の納入告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、E社は解散し現存していないことから、当時の親会社であるC社の事業主に確認したところ、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 7 月から 62 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月から 62 年 9 月まで

申立期間は、自営業で独立していた時期であり、経済的にも保険料を未納にしておく理由は無い。平成元年に学習塾の経営に移行したと同時に、保険料の納付が始まった経緯が自分でも分からない。

保険料の納付方法は分割納付であったと記憶しているので、申立期間の保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の社会保険庁の被保険者台帳(特殊台帳)には、昭和 54 年 7 月の国民年金の加入記録の記載が無いことから、少なくとも社会保険庁のオンライン完成後の 59 年 12 月以降に 54 年 7 月にさかのぼって国民年金の加入手続が行われており、平成元年 11 月には国民年金保険料の過年度納付書が発行されていることを踏まえると、申立人は同年 11 月ごろに国民年金の加入手続をしたものと推認されることから、その時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない上、ほかに保険料をさかのぼって納付した事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間において、住所変更などもしていないことから、市町村から申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されることも考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から同年 5 月までの期間及び 38 年 1 月から同年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月及び同年 5 月
② 昭和 38 年 1 月から同年 10 月まで

国民年金加入後、役所から「国民年金に空白があり、今ならまとめて納付できます」という旨の通知をもらい、当時、保険料を捻出できず、家計を切り盛りしていた義母に頭を下げて出してもらった。社会保険事務所に行った記憶は無いが、役場か郵便局で納付したと思うので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 40 年 4 月に夫婦連番で払い出されており、町役場の国民年金被保険者名簿には、申立人が会社を退職した 39 年 8 月までさかのぼって国民年金に加入し、同年 8 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付していることは確認できるものの、申立期間である 37 年 4 月までさかのぼって加入手続した形跡はうかがえない。

また、社会保険庁の記録では、申立期間については、当初、国民年金の未加入期間とされており、昭和 62 年 10 月に記録訂正が行われたことにより、初めて未納期間になったことが確認できるが、申立人はこの記録を訂正した記憶は無いと申述しているところ、制度上、国民年金被保険者の資格取得及び喪失については、原則、本人が申し出なければならないため、申出が無いにもかかわらず、町役場の判断で事務処理を行うことは考え難い。

さらに、申立期間が未納期間に訂正された昭和 62 年 10 月の時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付ができない上、ほかに保険料

をさかのぼって納付した事情も見当たらない。

加えて、申立期間中、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年4月から47年3月まで

昭和38年、20歳で学生の際にA市から国民年金への加入の通知があり、自分で加入手続して保険料を納付した。私は奨学金で学業をしてきた手前、公的年金の未納は一度もしていないつもりである。未納期間が国民年金手帳の発行された47年4月以前というのも何かあるのではないか。

B市へ転入した昭和41年9月から42年3月までの期間とB市から転出する前の47年4月から同年10月までの期間の保険料は、引っ越しで一番経済的に苦しいときだったのに納付してあり、その間の5年間で未納というのは不自然である。

申立期間は夫婦で町内の集金により納付したので、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳となった昭和38年10月に、A市において国民年金への加入手続をしたと申述しているが、申立人に対してA市から国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を町内の集金において納付してきたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号はB市で昭和47年6月に夫婦連番で払い出されており、38年10月から42年3月までの保険料は特例納付制度を利用して納付し、47年4月以降が現年度保険料として納付されていることから、申立人の主張とは整合しない上、ほかに保険料をさかのぼって納付した事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料がB市で町内の集金により納付されていたとすれば、申立期間当時から同じ市内に在住している申立人に

対して、昭和 47 年 6 月に新たに別の国民年金手帳記号番号が払い出されることは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人及びその妻が納付したと主張しているが、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から47年3月まで

夫婦間で国民年金保険料の納付期間に差があっては不公平になるので、昭和47年6月にA市役所で未納期間を調べてもらったところ、36年7月から40年3月まで未納であることが判明し、47年6月30日に保険料を納付した。したがって、同年6月までは納付してあるはずである。

その後、納付した一部が厚生年金保険と重複していることがわかり、保険料の還付を受けた。昭和40年4月から41年4月までは親が加入手続と保険料の納付を行い、同年5月から同年8月まではB市において、同年9月から47年3月まではA市において、自分が町内の集金で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が昭和40年4月ごろに国民年金の加入手続をし、同年4月から41年4月までの国民年金保険料を納付してくれたと主張しているところ、保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないが、申立人に対してB市から手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない上、その母親が保険料を納付していたことをうかがわせるような周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和41年5月から同年8月まではB市において、同年9月から47年3月まではA市において、国民年金保険料を町内の集金にて納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において47年6月に夫婦連番で払い出されており、36年7月から40年3月までの国民年金保険料は特例納付制度を利用して納付し、47年4月以降を現年度保険料として納付していることから、申立人の主張とは

整合しない上、ほかに保険料をさかのぼって納付した事情も見当たらない。

さらに、昭和 41 年 9 月以降の国民年金保険料が A 市で町内の集金により納付されていたとすれば、同じ市内に在住している申立人に対して、47 年 6 月に新たに別の国民年金手帳記号番号が払い出されることは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。